

ゆーじチャレンジ基金  
平成29年度（2017年度）募集要項

公益財団法人パブリックリソース財団

1. 助成目的

将来の医療福祉分野での活躍を願って、児童養護施設または里親宅（ファミリーホーム含む）で暮らしている児童が高校卒業後に進学する費用を助成し、児童の社会的自立を支援する。

（公財）パブリックリソース財団はこの事業を児童福祉施設に入所している児童・里子の夢の実現への一助とし、児童福祉の一層の向上に貢献する。

2. 対象者

- ◇ 入学試験日に静岡県にある児童養護施設または里親宅（ファミリーホーム含む）に入所しており、経済的支援を必要とする児童。
- ◇ 卒業後医療福祉分野での活動を行うため、次の資格を取得できる学部等を有する大学、短期大学、専門学校において、その資格を取得することを目的に入学する者。

・厚生労働大臣の認可を受けた看護師資格を取得できる学部・養成校

- ◇ 原則として他機関からの奨学金助成を受けていない者。  
（但し、日本学生支援機構、雨宮児童福祉財団の被助成者は助成対象となります）
- ◇ 現在対象児童を養育している施設または里親が、進学後も児童とコミュニケーションを図り、アフターケアを行う事が出来ること

3. 募集人数

- ◇ 1名

4. 奨学金支給額

- ◇ 進学後3年～4年間の授業料の一部として総額100万円の奨学金を支給します。奨学金は給付型とし返済は不要です。

（例）3年の場合 初年度40万円、2年度30万円、3年度30万円

4年の場合 毎年25万円

- ◇ なお支給条件として下記書類の提出が必要となります
  - 入学時：財団指定請求書、大学等合格通知書、学費等の支払証拠書類等
  - 在学中：半期毎の活動報告書等
  - 進級時：財団指定請求書、学費等の支払証拠書類、成績証明書、収支報告書、年間活動報告等

5. 奨学期間

- ◇ 在学する学校の正規の最短修学期間内とします。（3年生専門学校なら3年、4年制大学なら4年間）

## 6. 応募方法

◇ 次の応募書類は、当財団所定の様式を使用し施設を通して提出下さい。

- ① 申請書【様式1】
- ② 進学志望校調査書【様式2】
- ③ 初年度資金計画書【様式3】
- ④ 児童についての所見書【様式4】
- ⑤ 児童の作文【様式5】※自筆、指定用紙2枚以内

テーマ:「私の好きな～」好きなこと、ひと等その対象は一切問いません。

オリジナルのタイトをつけて、自身の言葉で自由に表現して下さい。

- ⑥ 在籍（卒業）高校の成績証明書 ※開封無効

高校在籍者（卒業見込み）は第1学年から提出日において取得可能な直近のもの。高校卒業者は第1学年から卒業学年までのもの。なお、提出日において高校（定時制、通信制などを含む）に在籍しておらず、高等学校卒業程度認定資格（旧大検）の資格を有する児童については、応募書類6に変えて文部科学省交付の合格成績証明書を提出して下さい。

◇ 応募書類一式を取りまとめて、簡易書留・レターパックプラスなどの送達記録が確認できる方法で郵送して下さい。（応募書類一式はホチキス止めをしないで下さい。また、簡易書留は受領証、レターパックプラスは追跡番号が記載されたシールをはがして保管して下さい）

## 7. 応募期間

- ① 応募開始 平成29年 9月1日
- ② 応募締切 平成29年 9月30日（必着、締切厳守のこと）

## 8. 選考及び奨学金の支給について

- ① 当財団の選考委員会による第1次書類審査及び書類審査後の第2次面接審査を経て最終決定致します。  
※第1次書類審査結果は10月中旬頃に施設長または里親宛に郵送でご通知し、ご本人に伝達いた  
たく。  
※面接審査日は別途案内するが、10月下旬を想定している。  
なお、面接に関わる費用（交通費等）は当財団が負担する。
- ② 進学先への合格が決定した場合は速やかに本財団へ連絡して下さい。
- ③ 入学を証する書類（合格通知書等）及び、当財団が指定する必要書類（誓約書等）を提出した時点で本採用とします。
- ④ 初年度の奨学金は奨学生本人名義の口座に一括して送金します。
- ⑤ 受給2年次の4月からは、奨学生本人名義の口座へ毎月第1営業日に当月分を送金します。
- ⑥ 浪人は内定の取り消しとなりますので速やかに連絡して下さい。

## 9. 奨学金受給資格の喪失及び停止要件

- ① 当財団への提出書類に虚偽が発見されたとき。
- ② 転学、退学、または停学処分を受けたとき。
- ③ 留年、休学及び長期欠席をするとき（但し、病気や事故などのやむを得ぬ事情は考慮します）
- ④ 当財団の定める義務（学習報告書、進学先の成績証明書、入学金及び授業料の納付を証する書類の提出等）を怠ったとき。
- ⑤ 成業の見込みがないと判断されたとき。
- ⑥ 奨学金の受給事由がなくなったとき。
- ⑦ その他、当財団が奨学金受給者として不適当な事実を認めたとき。

## 10. 奨学生の義務

- ① 留年、退学、休学、停学したとき、氏名、住所、連絡先、その他重要事項に変更があったとき、身分及び奨学金受給を辞退する事由が発生したときには速やかに通知すること。
- ② 連絡がとれる電話番号、メールアドレスを届け出ること。
- ③ 初年度から奨学金支給終了時まで、年6回（4、6、8、10、12、2月）学習報告書を提出すること。

※当財団指定の定形書式を用意し、簡便に記入できるようにします。

※提出は原則メールを利用します。

- ④ 毎年4月末日までに成績証明書及び資金計画書を提出すること。  
原則、年次ごとに1回。但し、当財団が必要と判断した場合は在籍証明書などの提出を求めることがあります。資金計画書は定形書式を用意します。
- ⑤ 入学金及び授業料の納付後は速やかに納付を証する書類の写しを郵送で提出すること。
- ⑥ 他機関からの奨学金などの併給がある場合には、基金名や金額を通知すること。また、学費免除などの特待生制度や新たな奨学金などの給付を受けた場合も速やかに通知すること。
- ⑦ 当財団が主・共催、及び助成している行事等への参加依頼、あるいは当財団よりホームページ等への寄稿依頼があったときは協力すること。

※個人情報の取扱には細心の注意を払い、諸事情は十分に勘案します。

奨学生本人の不利益になること、意に反することを強制するものではありません。

## 11. その他

- ① 提出された応募書類は返却しません。
- ② 選考基準、経過については非公表とします。
- ③ 当財団は個人情報の保護に関する法律及び関連する法令等を遵守することを誓約します。取得した個人情報は適正に運用・管理し、選考及び当財団からの連絡においてのみ利用します。

以上